

第9回幕別町次世代育成支援対策地域協議会 会議録

○日時：平成21年12月16日（水） 10:00～11:30

○会場：幕別町保健福祉センター 研修室

会 長

ただ今から第9回の地域協議会を開催します。

本日の会議に、久保委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告します。

それでは、次第の2番目、協議事項（1）の「次世代育成支援行動計画について」審議したいと思います。はじめに、前回の会議で皆さんからご意見をいただき、事務局で検討するとした事項につきまして、検討の結果を報告していただきます。

事 務 局

【検討結果の説明】

○基本理念「すべての町民が支えあい子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」

前回の会議におきまして、学習指導要領など学校現場で使われる「生きる力」の意味には、知・徳・体が含まれ、「豊かな心」は「生きる力」の意味と重複する。また、文章を短くしたほうが分かりやすいとのご意見をいただきました。事務局で検討した結果、次第のとおりです。

ご意見は十分に理解するところでありますが、生きる力の意味として、広く一般的に「知・徳・体」が読み取れるかということ、その解釈は人によって差があると感じています。このため、あえて「豊かな心」を加えたいと考えました。子どもの育ちの基本は、知恵を得て、その術をもって生きること、いわゆる「生きる力」を育むことですが、それに人とのかかわりや様々な体験によって育まれる「豊かな心」を並列することによって、基本理念が広く一般的に理解されると考えています。

また、当初の基本理念は、「子どもの豊かな心と生きる力を育みすべての町民がともに支えあうまち」でしたが、1行目の「豊かな心と生きる力を育む」と2行目の「すべての町民が支えあう」の文章を入れ替えています。

当初の案では、大人が子どもの豊かな心と生きる力を育て、子どもも大人もともに町民が支えあうという考えを持っていましたので、そのように表現しておりましたが、次世代育成支援行動計画は、名のとおり、次世代を、いわゆる「子ども」を育成することが主であるため、できるだけ分かりやすい表現として「町民が支え

合うことで、子どもを育てる」という構成に修正しています。

さらに、文章を簡潔にするため「ともに支えあう」を「支えあい」とし、「ともに」を削除しています。

○No.06「子育てボランティアの推進」

ファミリーサポートセンター事業の目標年度について、早期実現のご意見をいただきました。29ページにあります目標事業量の設定ですが、事務局で検討した結果、12番ファミリーサポートセンター事業の平成26年度の目標事業量「0カ所」とあるのを「1カ所」に変更することとしました。国へ報告する特定12事業については、平成29年度の目標事業量を設定するものでありますが、平成26年度の目標事業量は、この後期計画の終了年度として揚げたものです。このファミリーサポートセンター事業は、行政だけで取り組めるものでなく、ボランティアとして住民の方に子育てをお手伝いいただかなければ実現は不可能ですので、行動計画の計画期間中は後を決めずに、ボランティアの方々との協議が整った時期から実施する考えでございましたが、私どもとしましても、早期の実現を考えておりますので、それに向けて進めたいと思っております。

○No.新「特別支援教育支援員」、No.10「障がい児保育事業」

追加事業ですが、前回の会議におきまして、第4章の「子どもの教育環境の整備」に「特別支援教育支援員」を計画に位置づけてはどうかとご意見をいただきました。担当課であります学校教育課と協議した結果、次第にありますとおり、事業を追加します。あわせて、No.10「障がい児保育事業」ですが、保育所におきましても、発達障がいを含む障がいのある子どもたちを支援するため、保育士を追加して配置しておりますことから、同様に記載内容を変更します。

会 長

ただいまの事務局から説明がありましたがよろしいでしょうか。よろしければ次に進みたいと思います。前回の会議では21ページの第4章「子どもの教育環境の整備」までの審議をしましたので、本日は22ページの第5章「子育てを支援する生活環境の整備」と、23ページの第6章「職業生活と家庭生活との両立子育てを支援する生活環境の整備」から審議します。何かご意見があればお願いします。

会 長

ご意見がなければ次に進みたいと思います。24ページの第7章「子ども等の安全の確保」と25ページの第8章「支援を必要とする子どもへの取組みの推進」につきまして何かご意見があればお願いします。

委 員

25ページの第2節「母子家庭等の自立支援の推進」についてですが、父子家庭も多いと思いますが、No.58「ひとり親家庭等医療費助成制度」以外にも父子家庭が該当する制度はありますか。

事務局

No.58「ひとり親家庭等医療費助成制度」は母子家庭も父子家庭も該当する制度ですが、No.57「母子家庭等支援体制の充実」につきましても、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金のいずれの制度も父子家庭は該当しません。これは、母子及び寡婦福祉法が母子家庭と寡婦家庭に対する制度のためです。また、「保育所の入所」では所得状況によりますが、母子家庭も父子家庭も共に保育料の軽減制度があり、保育所の優先入所についても対応しています。このほか、北海道の制度ですが、就労支援の制度がありますので、その情報提供にも努めたいと思っています。

委員

母子家庭は経済的な支援を必要としていることが多いようですが、父子家庭は経済的支援よりも精神的な支援や生活面の支援を必要としているように思います。保育所などでは子育てに関する悩みが出されることはないのでしょうか。

事務局

こども課の方へは父子家庭の相談はあまりありません。保健課の保健師が健診等で対応する父子家庭については、父親が主に子育てをしているケースは大変少なく、ほとんど祖母が健診等に連れてきて、父親が連れてくることはまずありません。子育ては祖母にまかせる方が多く、子育てに対する祖母と父親の考えの違いがあつて難しいという話を聞くこともあります。また、父子家庭から保育所の入所や就学後の放課後の対応などについて相談を受ける事はときどきあります。経済的には問題がなくても、仕事の都合に合った子どもの預け先が見つからないと育てて行けないようです。

事務局

児童扶養手当制度については、町は申請を受付しますが、決定及び支給は北海道が行います。父子家庭に対する児童扶養手当的なものを支給している市町村は全国で20くらいあります。国では父子家庭に対する児童扶養手当の支給も検討しているようですが、最近、父子家庭に対する経済的支援がいられているのは、以前は母子家庭と父子家庭では経済的に違いがあり、子育て中でも、父子家庭は年間収入は300万円～400万円確保されていましたが、ここ数年は派遣労働などの雇用形態も生まれてきて、年収が200万円～250万円という世帯も出てきています。このため父子家庭に対する経済的支援ということが話題になってきていると思います。児童扶養

手当は子どもが1人の場合、全額支給で1月41,720円で、自治体単独で支給するとすれば、国の制度ではありませんので、全額町で負担することになります。父子家庭の数は最近数字ではありませんが、前回の国勢調査では14世帯でした。母子家庭は児童扶養手当の受給世帯だけでも250世帯を超えており、このほかに所得制限などで児童扶養手当を受給できない世帯もありますので母子家庭の世帯の割合は多くなっています。

委員

同じく第2節「母子家庭等の自立支援の推進」の2行目で、「家庭生活においても多くの問題点を抱えています」となっていますが、表現を変えたほうが良いと思います。またNo.54「児童虐待早期発見事業」で、「乳幼児健診時等に、母親と育児相談等を行う中で」となっていますが、新聞やテレビの報道では、医療機関に受診した際に虐待が発見されて児童相談所に通報されたケースがありますが、町内の医療機関や学校・保育所・幼稚園なども入れてそこから情報を貰うシステムを作らないと片手落ちになるのではないかと思います。

事務局

保育所や幼稚園などの施設や学校はNo.55「要保護児童対策地域協議会」の構成メンバーにも入っておりますので、対象となる子どもがいた場合は連絡がきて対応しています。No.54「児童虐待早期発見事業」は町の事業の乳幼児健診の中で、不安を抱えている母親が多いので声かけをして相談をうけ、虐待が起きないように、育児不安をしようとするものです。関係機関との連携についてはNo.55「要保護児童対策地域協議会」で医療機関との連携も行っていますので、ここでと考えています。

委員

一般の人がこの部分を見ると「児童虐待早期発見事業」と書いてあれば虐待の通報については、ここに該当する思うのではないのでしょうか。

事務局

No.54の事業名を検討させていただくとともに、文言を追加するかを含めてNo.54、No.55の整合性も検討いたします。児童虐待防止法では、学校・幼稚園・保育所などの施設の長は虐待を発見した場合は通告することが義務付けられていますが、それを改めて書き出した方が一般の方が見たときは分かりやすいと思います。過去には町の保育所でも子どものあざなどを発見し保護者と連絡をとった事があります。そのときは児童相談所に通告するまでは行かなかったのですが、保護者に注意を促したことがありました。ご指摘のありましたNo.54、No.55と第2章「母子家庭等の自立支援の推進」については検討させていただきます。

会 長

他に何かご意見があればお願いします。

委 員

26ページのNo.63「幼児ことばの教室」は保育士が指導していますが、ことばの教室は専門的な知識が必要だと思います。保育士も異動で変わりますし、専門的な知識がこれからどんどん必要になると思うので、専門的な方を配置した方が良いのではないかという意見を聞いたことがあります。すでに廃止になった愛育園についても配置が保育士で、専門的な方でないことに不安があったと聞いたことがあります。

事 務 局

愛育園は肢体不自由児通所訓練施設で、平成18年度で廃止しましたが、保育士が担当していました。「幼児ことばの教室」は全員保育士または幼稚園教員の免許所持者の職員が配置されています。ベストの体制としては言語治療士あるいは理学療法士を配置し、子どもを専門的に支援することです。平成16年に発達障害者支援法ができ、それにより、障害者の支援をしていくために発達支援センターを自治体で指定することとなり、本町は帯広市にある帯広養育センターを指定しています。ただ、帯広養育センターも定員一杯になってきて受け入れが出来なくなっていることに加えて、養育センターの場所が西帯広にあるため、幕別町の町民が利用するには遠いということがあります。今後の方向としては、利用しやすいことも考えなければなりませんので、町内に発達支援センターを設置することを考えなければならないと考えています。忠類地区は南十勝発達支援センターを利用しており、中学生を含めて7～8名のお子さんが通室しています。

今年度、芽室町が発達支援センターを立ち上げまして保健師、事務職員、専門職員2人を置いて運営を始めています。芽室町の特色は、子どもの育ちを1人1人記録カードを作り、全世帯に配布して経過を大人になるまで繋いで行くシステムを作ろうとしていることです。

幕別町の現状は保育士ですが、発達障害の情報も毎年変わってきていますので、毎年5人の内の3人位は専門の研修を受けて勉強しています。また、ほとんどのお子さんが、保育所などの集団に在籍していますので、集団の中でどういう指導をするのかを保育士に指導するなどを行うほか、北海道が指定する発達支援センターの職員による専門支援を活用するなどに対応しています。

委 員

支援を必要とする子への取組みについては、低年齢の子どもにはわりと手厚いと思います。この計画も18歳未満が対象なのでその後のことを考えても仕方ないかも

しませんが、中学校卒業後の進路が難しいと感じています。高等養護学校はある一定の幅の子どもしか受け入れてくれないので、普通高校と高等養護学校の間の子どもが中学校卒業後どうするのか、高等学校卒業した18歳から社会にどうやって入っていくのか非常に難しい問題と考えています。いわゆる授産施設などのシステムを持たないと、高等学校卒業後18歳になったからといきなり社会に出されてもそういった子ども達はやっていけないのが現実です。18歳以上の話をここでしても仕方ないかも知れませんが、地域としてはそういう方の支援システムを持たないと、学校で特別支援などしてきても社会とのつながりが出来ないとその子ども達はなかなか社会に入っていけない現実があると感じています。

事務局

今月の保育士研修会で、幕別高校の菊池教諭を招きお話を聞きました。教諭は長い間養護学校にいらっしゃって、今、幕別高校で就職就業支援を担当していますが、就職してもなかなか仕事が長続きしない現状があるとお話をいただきました。保育士たちに小さい時からそういう目を持って支援していただきたいとのことでした。今年、文部科学省が、新たな制度設計をしており、子どもから34歳まで、ニートや引きこもりを含めて支援のシステムづくりが検討されています。ノーマライゼーションの理念から言えば、健常の方も障害のある方もそれぞれ仕事をして人間らしく生きていく体制ができることが理想ですが、国の支援システムの動向を見ながら、関係課と協議を進めたいと思います。

また、No.62「地域生活支援事業」の中で、障害のある方の日中の生活の場や就労の場を提供しています。町内に設置している地域活動支援センター「ひまわりの家」は、子どもだけではなく、18歳以上の大人も生活を支援し日中の就労を支援する事業を行っています。

委員

昨年、ひまわりの家に行ってみて利用者がすごく増えたことに驚きました。また、ひまわりの家では不景気で仕事がほとんど無くなっているようです。親達は年金だけでなく何とか自立できるようにしてあげたいとは思ってもなかなか難しいとの話を聞かせてくれました。

会長

他に意見はありませんか。なければ第9章「その他」について何かご意見があればお願いします。

委員

17ページのNo.15「企業と連携した子育て支援の推進」は具体的に何をしますか。

事務局

具体的には北海道の事業の「どさんこ・子育て特典制度」を考えています。

委員

町が企業に対して休暇制度の充実等を働きかけるようなことは無いのですね。

事務局

No.15「企業と連携した子育て支援の推進」で予定しているのは「どさんこ・子育て特典制度」で、職場環境面については、No.48「ゆとり時間推進啓発事業」で情報の提供に努めたいと考えています。

委員

No.7「保育環境整備事業」は前期の計画では「保育所環境整備事業」となっており、今回の計画で事業名が変わっていますがどうしてですか。

事務局

前期の計画では、ハード整備を指していましたが、後期ではハード整備以外にソフト面で待機児童の解消や保育サービスの拡充などを含めたため「保育環境整備事業」としました。

委員

No.8「放課後児童健全育成事業」は平成26年度は6カ所となっていますが、前回の説明で増やすと説明を受けましたがどこを増やしますか。

事務局

札内南小学校校下のつくし学童保育所を分割し、隣の敷地に増築する予定です。国は学童保育所の運営に対して補助金を出していますが、1つの学童保育所で70人を超えると補助金を出さないで分割や増築等をしなさいという考え方です。つくし学童は平成21年度の4月当初入所が102人で、平成22年度は申込み受けを早めました。11月30日現在で当初入所予定が108人です。新年度に向けて増築を協議中のため1カ所増えるとしています。平成18・19年度に子どもが増えたのは文京町や桂町の住宅建設、平成20年度は北栄町の住宅建設が影響していると思いますが、加えて経済状況が大きく影響しているようです。保育所も昨年の秋以降3歳以下の子どもを預けたいと希望が増えています。景気の落ち込みで妻も働きに出るという状況のようです。学童保育所は通常は5時までの預かりで必要がある方のみ6時まで延長してお預りしますが、つくし学童保育所も札内北小学校校下のやまびこ学童保育所も5時以降の延長保育利用者が50パーセントを超えています。つくし学童保育所は66パーセントくらいです。それだけ親の帰宅時間が遅くなってきています。

また、新年度の札内南小学校の1年生は今まで2クラスでしたが3クラスになり

増えています。平成21年度の新1年生で学童保育所に申し込みした方が46人で、その内平成22年度も継続入所するお子さんは44人で2人の減です。従来は2年生3年生になれば5月の連休明けには少年団や習い事などで学童を退所する方も多かったのですが、この2～3年そのようなお子さんも少なくなっています。保護者としては学童に預けていれば働いていても安心感があるのだらうと思われま

委員

学童保育所は長期休みも預かるのですか。

事務局

夏休みなどの長期休みは朝8時30分から預かります。

会長

他にご意見がございませんか。なければ33ページからの「資料編」に入ります。何かご意見があればお願いします。

事務局

35ページ「幕別町次世代育成支援行動計画策定スケジュール」については第2回から第7回までは子どもの権利の検討だったものですから計画の策定スケジュールには入れずに、次世代の計画に関わった部分だけ掲載したいと考えております。

会長

他にご意見がございませんか。全体を通して何かご意見があればお願いします。

委員

次世代育成支援対策推進法では市町村に行動計画の策定を義務づけていますが、この計画を策定して事業を行うことによって国から交付金等が出るのですか。

事務局

国は次世代育成支援対策推進法を策定した時に、同時に次世代育成支援対策交付金の制度を作りました。この計画に載っている事業で、国が特定した事業には交付金を出しますということで、すべての事業にはありませんが交付金を受けています。逆に言うところの計画に載っていない事業は、国が特定した事業であっても交付金の対象にはならないこととなりますので、計画には幅広く事業を載せ、対象事業には交付金を受けられるように考えています。また、この法律は平成17年度から平成26年度までの時限立法でそれ以降は不透明な状態ですが、次世代育成支援は必要な事業ですから、平成26年近くになれば新たな支援策が出てくるのではないかと思いますので確認をしながら事業を進めていきたいと思

会長

他にご意見がございませんか。なければこれで全体の審議が終了しましたので

審議結果を踏まえ、事務局で付帯意見等を整理し、修正すべきところを修正した後、会長の私と、千葉副会長で修正の内容を確認し、現時点の計画案としたいと思います。なお、修正した内容は委員の皆さんに対しましても文書でお知らせします。また、修正後の計画案を元に1月にパブリックコメントを実施し、その意見を2月に開催する地域協議会で協議したいと思います。

それでは、次回の日程を事務局からお願いします。

事務局

【事務局説明】

会長

ただ今、説明がありましたように、次回の会議は、1月21日（木）午前10時から、その次の会議は1月28日（木）午前10時からとなります。皆さんの出席をお願いします。

次に、次第の3番「その他」ですが、皆さん何かございますか。なければ事務局から何かございますか。

事務局

ありません。

会長

それでは以上で、本日の会議を終了します。本日はご苦労様でした。

○配付資料

- ・第9回地域協議会次第